家畜衛生しずも

H31年度 No.1 2019. 5月

島根県東部農林振興センター出雲家畜衛生部(出雲家畜保健衛生所) 〒699-0822 出雲市神西沖町 918-4 TEL(0853)43-7900 FAX(0853)43-2801

■ 家畜衛生部長 あいさつ 〜新年度にあたって〜



平素より当部が行っております家畜衛生の向上に関する取り組みについて、多大なるご協力をいただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

さて、昨年9月以降、岐阜・愛知を中心に「豚コレラ」の発生が相次いでおります。これまでに8万頭余の豚を殺処分してまん延防止に努めるとともに、「家畜飼養衛生管理基準」の遵守の徹底や野生イノシシへの経口ワクチン散布により発生予防を行っていますが、現在も両県で発生

にかかる防疫措置が継続実施されています(4月中旬現在)。また、昨年8月に中国に侵入した「アフリカ豚コレラ」は瞬く間に中国全土に広がりました。先日、中国から日本に入国した旅客が持っていたソーセージから感染力のあるウイルスが分離されたことから、我が国としても水際で侵入を食い止めるべく最大級の警戒態勢をとっているところです。さらに韓国では今年に入って「口蹄疫」が再発生しております。また、「鳥インフルエンザ」についても、幸い昨シーズンは発生がありませんでしたが、野鳥の糞便からは確実にウイルスが分離されており、いつ養鶏場で発生してもおかしくない状況が続いています。これらのことから現在、重大な家畜伝染病の発生リスクが最も高まっている状況であると認識しています。

このような状況の中、家畜防疫に関しましては家畜伝染病の発生防止と万一の発生に備えた危機管理体制の更なる強化を図って参ります。家畜飼養者の皆様にも「家畜飼養衛生管理基準」の遵守などをお願いしておりますが、ご自分の農場で家畜伝染病を発生させないために、引き続きの取り組みをお願いします。

また、家畜衛生対策では酪農巡回や肉用牛巡回指導による受胎率や生産性の向上対策、子牛事故低減対策、肥育牛の肉質向上対策、放牧衛生対策等を関係機関・団体と連携を図りながら進めて参ります。特にJAしまね雲南地区本部「畜産総合センター」での優良雌牛からの受精卵の採卵や乳用牛等への移植、飼養牛の衛生管理指導などを重点的に行うとともに、「出雲コーチン」やコマーシャル鶏の飼育者に対する衛生管理の指導を継続して行います。さらに「美味しまね認証」「農場HACCP」認証等の取得に向けた取り組みを支援するなど、農場の安心・安全な畜産物供給体制構

築を支援いたします。

今年度も出雲家畜衛生部職員一同「管内の家畜衛生の向上による畜産振興」に向けて取り組んで参りますので、よろしくお願いいたします。

■ 平成31年度 出雲家畜衛生部職員紹介



高畑田か木

家畜衛生課

課長船木 博史企画員藤原 浩美主任獣医師高野 涼子嘱託職員(庶務)矢野 義明

防疫業務課

 課長
 福田 智大

 企画員
 東 智子

 獣医師
 鈴木 郁也

 獣医師(嘱託)
 森脇 秀俊

 嘱託職員
 高畑 真由

 嘱託職員
 岡田 凡絵

■ 豚コレラの発生について

昨年9月に岐阜県において国内では26年ぶりとなる豚コレラの発生が認められました。それ以降、これまでに22例の発生が確認されています(平成31年4月22日現在)。



愛知県で発生した8例目では、発生農場から豚が移動していた愛知県、長 野県、岐阜県、滋賀県及び大阪府の関連農場各1戸においても本病の感染が確認されました。

4月15日18時現在、19例目までは疫学関連農場も含めて防疫措置が完了し、岐阜県、愛知県においては制限区域内の消毒ポイント以外でも幹線道路等での消毒が実施されています。また、岐阜県、愛知県では3月に野生イノシシの経口ワクチンの散布・回収が実施され、4月以降に有効性確認のための調査捕獲が開始されています。

豚コレラ疫学調査チームによる検討では、感染要因として感染豚の出荷事例の他に、車両消毒の不備、柵の設置など野生動物侵入防止策が不十分、豚舎専用の長靴や防護服が着用されていなかった、消毒をしていない沢水の使用などが指摘されています。

予断を許さない状況が続いています。各豚飼養農場におかれましては、飼養衛生管理基準を遵守され、異常豚を発見されたら、直ちに家畜保健衛生所までご連絡をお願いいたします。

■ 5条検査について

家畜伝染病予防法第5条の規定に基づく定期全頭検査(5条検査)では、ヨーネ病の法定検査を 実施します。

検査対象: 24ヵ月齢以上の肉用牛及び乳用牛

検査間隔 : 5年に1回

検査方法 : 採血による抗体検査

検査手数料: 1頭あたり800円

【 実施地域について 】

管内を5地域に区分し、5年かけて一巡することで地域の清浄性を確認します。

今年度の検査対象地域は、**雲南市(大東町、加茂町、木次町、三刀屋町)、出雲市斐川町**です。

対象農家及び関係機関の皆様には、検査実施についてご協力をよろしくお願いいたします。

■ 死亡牛 BSE 検査の対象月齢引き上げについて

牛海綿状脳症(BSE)については、家畜伝染病予防法第3条の2第1項に基づき公表される「特定家畜伝染病防疫指針」に従い、発生予防及びまん延防止対策を行うことになっています。

このたび、本疾病に対する防疫指針が一部変更され、平成 31 年 4 月 1 日に検査対象となる死亡 牛の月齢が以下のとおり変更されました。

【 BSE 検査対象月齢 】

- ① 96 か月輪以上の死亡生
- ② 48 か月齢以上の起立不能を示す死亡牛

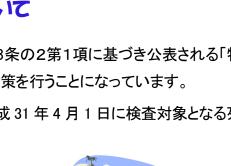
例: 死亡前に歩行困難、起立不能などであった牛

③ 全月齢の BSE を疑う症状のある死亡牛

例: 興奮しやすい、音や光・接触等への過敏な反応、牛群内での序列の変化、搾乳時の持続的な蹴り、頭を低くし柵等に押しつける動作の繰り返し、扉や柵等の障害物におけるためらいなどの行動変化があった牛

※ ①~③については、BSE 検査を行う必要があります。BSE 検査を実施する必要があるかどうかは、獣医師の診断が必要です。②や③の場合には、家畜保健衛生所、NOSAI 家畜診療所、開業獣医師等に連絡をして、検案書を作成してもらってください。死亡牛処理整理票には、検案書を添付する必要があります。

ご不明な点がありましたら、家畜保健衛生所までお問合せください。



■ (有)木次ファームさんが、県内初の農場 HACCP 認証取得!

雲南市木次町にて採卵鶏農場を営まれる (有)木次ファームさん(代表取締役 廣野祐二 さん)が、昨年7月2日に農場 HACCP(ハサップ)認証を県内の畜産農場として初めて認証取 得されました。農場 HACCP は、畜産農場における衛生管理水準を向上させるため、農場の 飼養管理工程に HACCP の考え方を採り入れ、 農場段階で畜産物の微生物汚染・抗生物質残



留・注射針残留などの危害要因をコントロールする手法です。危害要因の発生を防止するため、管理ポイントを設定し、継続的に監視・記録を行うことにより、畜産物の安全を担保するだけでなく生産性の向上にもつながる取り組みです。

安全とおいしさを追求する「たまご生産農場」の(有)木次ファームさんの長年の衛生管理向上の取り組みが農場 HACCP 認証を取得され、大変喜ばしい限りです。この度は大変おめでとうございます!(認証農場数は全国で 266 農場(平成 31 年 3 月 27 日現在)。採卵鶏農場では 46 番目の認証取得となります。)

■ かつべ種畜牧場さんが、管内で初めて肥育牛の美味しまね認証取得!

(有)かつべ種畜牧場さん(代表取締役 勝部信二 さん)が、美味しまね認証審査委員会(平成 31 年 3 月 19 日開催)の認証審査により、当所管内で初めて肥育牛生産工程における美味しまね認証を取得されました。(有)かつべ種畜牧場さんは種雄牛の育成・供用、子牛の生産、肥育牛の生産から食肉流通までを一貫して行うという全国でも希少なこだわりの生産体系を構築され、全国各地に「かつべ牛」ファンを獲得されています。



新牛舎への移転や忙しい牧場作業の合間にマニュア

ル作成や農場内の整理整頓に取り組まれるだけでなく、生産工程の記帳・データ管理をタブレット端末で実施されるなど、気鋭の若手経営者さんらしい先進的な取り組みにより、1年足らずの短期間での認証取得となりました。この度は大変おめでとうございます!(畜産物認証農場数 15 農場(平成 31 年 3 月末現在)。肥育牛農場では 4 番目の認証取得となります。)

新しい時代が始まりました! 今年度もよろしくお願いいたします